

**「山口県青少年健全育成条例の一部改正（案）」
に対する県民意見の募集の実施結果について**

1 意見の募集期間

平成31年3月11日（月）から平成31年4月10日（水）まで

2 意見の件数

3人 3件

3 意見の内容と県の考え方

（1）事業者の義務の徹底に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	親が子どもの携帯電話をしっかりと管理することはもちろんだが、携帯電話会社等の事業者側にも、フィルタリング等を徹底していただけると安心である。	改正後の運用が適切に実施されるよう、事業者に対して周知徹底を図ります。

（2）条例改正に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	条例で被害防止対策をするのはとても良い。早目の対策が重要なので、早く条例改正をしてほしい。	青少年の被害を未然に防止し、青少年の健全育成が図られるよう、条例改正を行いました。
3	事業者にはフィルタリングの説明責任を課すことや、裸の画像の提供を求めることを禁止することは大賛成である。	